別記第1号様式(第4条、第5条、第6条関係)

コミュニティセンター使用許可申請書

令和　　年　　月　　日

　南房総市長　　　宛

申請者　　住所又は所在地

団体名

氏名又は代表者名　　　　　　　　　　㊞

電話

　次のとおり使用の許可を申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 施設名 | 富山岩井コミュニティセンター |
| 使用場所 | １．小会議室　２．調理室　３．団体室  　４．講義室Ａ　５．講義室Ｂ　６．和室Ａ　７．和室Ｂ  　８．作法室　　９．視聴覚室 |
| 使用年月日 | 年　　月　　日　から　　　年　　月　　日　まで |
| 使用時間 | 時　　分　から　　　　　　時　　分　まで |
| 使用目的 |  |
| 使用人員 | 人 |
| 使用設備 |  |
| 使用料 | 円 |
| 備考 |  |

コミュニティセンター使用許可(不許可)通知書

指令第　　　号

令和　　年　　月　　日

1　上記のとおり使用を許可します。

2　次の理由により使用を許可しません。

　理由

南房総市長　　　　　　　　　　印

　教示

1　この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、南房総市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

2　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、南房総市を被告として(訴訟において南房総市を代表する者は南房総市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。